

新潟県議会議員定数配置に関する決議

現在、来年に行われる統一地方選挙における新潟県議会議員選挙の定数や区割りのあり方について議論が行われております。現状では特例条例を適用し、旧市町村単位での区割りによる選挙が実施されることとなっておりますが、市町村合併が進んだ今、県民は新市町村の区割りによる選挙の実施を強く求めています。

一方、新潟市は政令指定都市への移行を目指しており、移行した場合、県から新潟市へ一般国道及び県道の管理や教職員の任免、給与の決定などをはじめとした住民生活に直結した1,113件の事務移譲が既に基本合意されております。

新旧いずれの選挙区割りにしても、政令指定都市への移行によって新潟市には大幅に県の権限が委譲され、県の関与が少なくなることは事実であります。しかしながら、新潟市選出の県議会議員の県政における存在意義と定数について、何ら議論されておられません。もし、全県一律に人口比率により定数配置を行うのであれば、新潟市に議員定数が一極集中化することになります。

少子高齢化が加速度的に進む時代にあって、本県は、広大な県土と離島や中山間地域が多く存在し、過疎地域を多く抱える地域事情にもかかわらず、これらの地域の住民の声が反映され難くなり、都市部と過疎地域との格差がより一層拡大することになります。このことにより、新潟市を中心とした県政が運営され、結果として過疎地域への配慮が行き届かなくなる恐れもあり、これは将来的に非常に重要な問題を生じるものと懸念されます。

よって、次期新潟県議会議員選挙における議員定数の決定においては、議員の配置基準を一律に人口比率に求めるのではなく、県行政が全県に限なく公平に行われることを第一義とし、まず政令指定都市となり県と同等の権限を有する新潟市における県議会議員の定数配置のあり方を検討するとともに、離島や中山間地域の議員定数配置に対しては特段の配慮を行うことを強く求めます。

以上、決議する。

平成18年7月4日

長岡市議会